

2－2a 賃金助成及び実施助成内訳

① 訓練計画届の受理番号		② 訓練の種類	☐ 一般職業訓練 ☐ 有期実習型訓練 ☐ 中長期的キャリア形成訓練
-----------------	--	------------	---

③ 対象労働者 ・氏名 ・雇用保険被保険者番号	④ OFF-JTの 実施時間	⑤ OJTの 実施時間	③ 対象労働者 ・氏名 ・雇用保険被保険者番号	④ OFF-JTの 実施時間	⑤ OJTの 実施時間
— —	時間	時間	— —	時間	時間
— —	時間	時間	— —	時間	時間
— —	時間	時間	— —	時間	時間
— —	時間	時間	— —	時間	時間
— —	時間	時間	— —	時間	時間
— —	時間	時間	— —	時間	時間
— —	時間	時間	— —	時間	時間
— —	時間	時間	— —	時間	時間

⑥ OFF-JTの実施時間の合計

④欄の合計

1人1時間あたりの
助成単価

☐ 中小企業 800円
☐ 大企業 500円

時間 × =

賃金助成額（A）

円

（小数点以下は計算後に切り捨て）

※1人1コース当たり1,200時間を限度とします。

⑦ OJTの実施時間の合計

⑤欄の合計

1人1時間あたりの
助成単価

☐ 中小企業 800円
☐ 大企業 700円

時間 × =

実施助成額（B）

円

（小数点以下は計算後に切り捨て）

※1人1コースあたり680時間を限度とします。

【事業主に対し実施が義務付けられている講習等の時間】

⑧ OFF-JTの訓練時間

事業主に対し実施が義務付けられている講習等の時間

1人1時間あたりの
助成単価

☐ 中小企業 800円
☐ 大企業 500円

時間 × =

賃金助成対象外
となる額（C）

円

（小数点以下は計算後に切り捨て）

⑨ OJTの訓練時間

事業主に対し実施が義務付けられている講習等の時間

1人1時間あたりの
助成単価

☐ 中小企業 800円
☐ 大企業 700円

時間 × =

実施助成対象外
となる額（D）

円

（小数点以下は計算後に切り捨て）

(A)

—

(C)

=

賃金助成額（E）

円

(B)

—

(D)

=

実施助成額（F）

円

様式第 7 号（別添様式 2－2 a） （第 2 面）

提出上の注意

本様式は、一般職業訓練、派遣型以外の有期実習型訓練または中長期的キャリア形成訓練を実施する事業主が提出してください。

法令において事業主に対し実施が義務付けられている講習等（安全衛生法に基づく講習等）の訓練時間は助成対象外です。また、派遣法第30条の2第1項にかかる教育訓練については、毎年8時間を助成対象外となります。派遣法第30条の2第1項にかかる教育訓練の実施状況については、様式第7号（別添様式2-4f）「派遣元事業主による派遣労働者に対する訓練の受講に関する申立書」によって、派遣元事業主が実施した教育訓練時間を確認します。

【派遣法第30条の2第1項にかかる教育訓練の確認例】助成金申請が60時間、派遣元事業主による訓練時間が5時間であった場合
60時間－（8時間－5時間）＝57時間
※57時間がキャリアアップ助成金の支給対象となる訓練時間となります。 8時間に足りない3時間については⑧または⑨欄へ記入してください。

記入上の注意

- 1

①欄は、管轄労働局長の確認を受けた「キャリアアップ助成金(一般職業訓練)計画届」、「キャリアアップ助成金(有期実習型訓練)計画届」または「キャリアアップ助成金(中長期的キャリア訓練)計画届」の受理番号を記載してください。
- 2

②欄は、該当する欄に☑をつけてください。
- 3

③欄は、対象労働者ごとに、氏名、雇用保険被保険者番号を記載してください。
- 4

④欄は、対象労働者ごとの助成対象となるOFF-JTの時間数を記載してください。助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。

(例) 助成対象となる訓練時間数が12時間20分だった場合
助成対象となる訓練時間数＝12 20/60時間
- 5

⑤欄は、有期実習型訓練を実施した場合に、対象労働者ごとの助成対象となるOJTの時間数を記載してください。助成対象となる訓練時間数に分単位の時間が含まれる場合は、その部分を時間単位に直して計算してください。
- 6

⑥欄は、④欄の合計と賃金助成額を記載してください。小数点以下は切り捨ててください。助成単価については、中小企業又は大企業に☑をつけてください。
また、1人1コースあたりの助成時間の上限は1,200時間となりますので、ご注意ください。
- 7

⑦欄は、⑤欄の合計と実施助成額を記載してください。小数点以下は切り捨ててください。
また、1人1コースあたりの助成時間の上限は680時間となりますので、ご注意ください。
- 8

⑧、⑨欄は、助成対象外となる法令において事業主に対し実施が義務付けられている講習等が、訓練カリキュラムに含まれている場合に記載してください。
- ※1

「一般職業訓練」とは、OFF-JTのことをいいます。
- ※2

「有期実習型訓練」とは、有期契約労働者等を正規雇用に変換することを目的に、OFF-JTとOJTを組み合わせる実施する職業訓練であって、労働局長が訓練基準に適合する旨の確認を行った職業訓練のことをいいます。
- ※3

「中長期的キャリア形成訓練」とは、雇用保険施行規則第101条の2の7第2号に規定に基づき中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練をいいます。
- ※4

「OFF-JT」とは、生産ライン又は就労場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練のことをいいます。
- ※5

「OJT」とは、適格な指導者の下、事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の取得に係る職業訓練のことをいいます。
- ※6

「対象労働者」とは、受講時間数（有期実習型訓練はOFF-JT及びOJTの受講時間数）のうち支給対象と認められた訓練時間数に、対象労働者の自己都合退職、病気、怪我等事業主の責めによらない理由により訓練が実施できなかった場合は当該時間数を加えた時間数が、計画時間数の8割以上（有期実習型訓練はOFF-JT及びOJTの計画時間数のそれぞれ8割以上）ある者のことをいいます。